

防府市物品調達等に係る指名競争入札及び見積参加業者
選定要綱

昭和52年2月15日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市財務規則（平成8年防府市規則第6号。以下「財務規則」という。）第100条の規定に基づき市が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託（測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務は除く。）（以下「物品調達等」という。）の契約に係る指名競争入札又は見積（以下「入札等」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査並びに業者選定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入札等に参加する資格を有する者)

第2条 入札等に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- (2) 入札等の参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 本市の入札等に参加することの資格を取り消され、2年を経過しない者

(申請書の提出等)

第3条 入札等に参加する資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札（見積）参加資格審査申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 入札（見積）参加資格審査申請総括表（様式第2号）
- (2) 経営状況調書（様式第3号）

- (3) 使用印鑑届／委任状兼使用印鑑届（様式第4号）
 - (4) 営業・業務実績／代理店等調書（様式第5号）
 - (5) 法人にあつては登記事項証明書（商業登記簿謄本）、個人にあつては誓約書（様式第6号）
 - (6) 納税証明書（防府市が指定する国税及び防府市税）
 - (7) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第7号）
 - (8) 資本関係・人的関係に関する調書（様式第8号）
 - (9) 決算の確定している直近の営業年度における決算の財務諸表
 - (10) その他市長が特に必要と認める書類
- 2 前項に掲げる入札（見積）参加資格審査申請書（様式第1号）及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出期間は、隔年ごとの1月4日から同月の末日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 前項に規定する提出期限後、新たに資格審査を受けようとする者は第2項に規定する審査を行った年の9月1日から、同月の15日まで及び翌年の2月1日から同月の末日まで及び9月1日から同月の15日までに申請書等を提出することができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（資格審査の基準日）

第4条 前条に掲げる申請書等の作成については、申請をする日の直前の日（以下「基準日」という。）を基準日として作成するものとする。

（資格審査及び結果の通知）

第5条 市長は、第3条の規定により申請書等が提出されたときは、その内容を審査の上、入札に参加する資格を有しないと認めた者については、資格審査結果通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。なお、入札に参加する資格を有すると認めた者（以下「有資格者」という。）については、防府市ホームページ並びに入札検査室にて閲覧に供することとする。

(名簿への登載)

第6条 市長は、前条の規定により有資格者としたときは、物品調達等指名登録業者名簿(様式第10号)に登載するものとする。

(有効期間)

第7条 入札等の参加資格の有効期間は、指定した日(以下「指定日」という。)から起算して2年とする。

2 第3条第2項ただし書の場合の入札等参加資格の有効期間は、その都度定める。

3 第3条第3項の場合の有効期間は、第3条第2項に規定する審査を行った年の9月1日から同月の15日までに申請した場合は、指定日から翌年度の末日までとし、審査を行った翌年の2月1日から同月の末日までに申請した場合は、指定日から起算して1年とし、審査を行った翌年の9月1日から同月の15日までに申請した場合は、指定日から当該年度の末日までとする。

4 第3条第3項ただし書の場合の入札参加資格の有効期間は、その都度定める。

(入札(見積)参加資格審査事項等の変更届)

第8条 有資格者は、審査事項等に変更があったときは、遅滞なくその旨を入札(見積)参加資格審査事項等変更届(様式第11号)により、市長に届け出なければならない。ただし、入札(見積)参加資格の承継承認申請については別に定める。

(有資格者に対する処分)

第9条 市長は、有資格者が次の各号に該当するときは、情状に応じて指名停止又は資格取消しの処分を行うものとする。

(1) 有資格者が、別に定める「物品調達等に係る指名停止等措置要綱」の措置要件の一に該当するときは、同要綱の規定に従うものとする。

(2) 有資格者が、第2条第1号から第3号のいずれかに該当した場合で、市長が特に必要と認めたときは、当該資格を取り消すものとする。

(処分の通知)

第 10 条 市長は、前条の規定により処分したときは、「物品調達等に係る指名停止等措置要綱」の規定に従うほか、入札（見積）参加資格取消通知書（様式第 1 2 号）により、その者に通知するものとする。

(特例)

第 11 条 市長は、性質又は目的により、有資格業者以外の者から物品調達等の入札等に参加させる必要があると認めるときは、第 2 条の規定及び第 3 条の定める書類の審査等により適当と認める者を、その件に限り入札等に参加資格を与えることができる。

2 市長は、前項の規定により入札等に参加資格を与えようとするときは、あらかじめ、その者に係る申請書等を提出させるものとする。ただし、市長が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

(指名する場合の基準)

第 12 条 指名業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 特別の場合を除き、指名する時点において営業年数が 2 年未満の者は指名しないこと。
- (2) 防府市税を滞納している者（特別な理由により延納、分納を承認されているものを除く。）は指名を留保すること。
- (3) 暴力団等の排除に関する誓約書を提出していない者は指名を留保すること。
- (4) 著しい経営の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がないと認められる者であること。
- (5) 契約の性質又は目的により、当該契約の履行について法令の規定により、官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- (6) 特殊な物品の購入、修繕等の契約をする場合において、供給の実績を必要とする場合は、官公署等において当該実績を有する者であること。

(7) 物品購入等の契約について、政府機関又はこれに準ずる機関の検定基準又は規格等に合格した物品を購入する必要がある場合、当該物品を納入できる者であること。

(8) 重要物品等高額な物品等の購入の契約については、特に納入実績、経営規模、信用度、アフターサービス等を考慮して指名すること。

(9) その他契約の相手方として不相当と認められる者は指名を留保すること。

2 業者の選定にあたっては、地場産業及び市内中小企業の育成の観点から、市内業者で履行可能な物品調達等は、原則として市内業者を優先するものとし、準市内業者、市外業者については競争性の確保を勘案して必要に応じ選定するものとする。なお、適正な契約の履行、市民の安心安全の確保について勘案することとし、市内業者では履行できない場合及び特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 業者の選定にあたっては、入札参加資格申請における営業・業務種目及び取扱品目に応じて、第1希望の登録業者を優先するものとし、第2希望以下の登録業者については、上位の希望登録業者から競争性の確保を勘案して必要に応じ選定する。

(指名業者数)

第13条 指名業者数は、次の基準により業者を選定するものとする。

ただし、契約の性質又は目的により必要があると認められる場合は、指名業者数を増減して選定することができる。

(1) 予定価格が80万円以下のもの 3者以上

(2) 予定価格が80万円を超え150万円以下のもの 5者以上

(3) 予定価格が150万円を超え500万円以下のもの
6者以上

(4) 予定価格が500万円を超えるもの 7者以上

2 市内業者のみで次の基準を満たすことができる場合においては、以下の基準によることができるものとする。

- (1) 予定価格が 80 万円を超え 150 万円以下のもの 3 者以上
- (2) 予定価格が 150 万円を超え 500 万円以下のもの 4 者以上
- (3) 予定価格が 500 万円を超えるもの 5 者以上
(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和 52 年 2 月 15 日から施行する。
(指名競争入札(見積)参加資格審査申請書提出期間に関する経過措置)
- 2 この要綱中、第 3 条第 2 項の指名競争入札(見積)参加資格審査申請書の提出期間は、昭和 52 年度に係るものに限り 2 月 15 日から 3 月 15 日までとし、昭和 53 年度以降についてこの要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 56 年 1 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に入札等の参加資格を有しているものの有効期間は、改正前の要綱第 7 条の規定にかかわらず昭和 57 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年11月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

- 2 ただし、現に入札等の参加資格を有しているものが第8条に基づき提出する入札（見積）参加資格審査事項等の変更の届出については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

諸様式一覧

様式番号	帳 票 名	備 考
様式第 1 号	入札（見積）参加資格審査申請書	第 3 条 第 11 条
様式第 2 号	入札（見積）参加資格審査申請総括表	第 3 条 第 11 条
様式第 3 号	経営状況調書	第 3 条 第 11 条
様式第 4 号	使用印鑑届／委任状兼使用印鑑届	第 3 条 第 11 条
様式第 5 号	営業・業務実績／代理店等調書	第 3 条 第 11 条
様式第 6 号	誓約書	第 3 条 第 11 条
様式第 7 号	暴力団等の排除に関する誓約書	第 3 条 第 11 条
様式第 8 号	資本関係・人的関係に関する調書	第 3 条 第 11 条
様式第 9 号	資格審査結果通知書	第 5 条
様式第 10 号	物品調達等指名登録業者名簿	第 6 条
様式第 11 号	入札（見積）参加資格審査申請事項等変更届	第 8 条
様式第 12 号	入札（見積）参加資格取消通知書	第 10 条